

○三・九世代移動通信システムの導入のための特定基地局の開設に関する指針を定める件（平成二十一年総務省告示第二百四十八号）の一部を改正する告示案
 新旧対照表

改 正 案

現 行

<p>一 開設指針の対象とする特定基地局の範囲に関する事項</p> <p>本開設指針の対象とする特定基地局の範囲は、無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）第四十九条の六の四、第四十九条の六の五、第四十九条の六の九又は第四十九条の六の十一に規定する技術基準に係る無線設備（同規則第四十九条の六に規定する技術基準に係る無線設備を含む。以下「第三世代移動通信システム」という。）を使用する基地局及び陸上移動中継局のうち、次項第一号に規定する周波数を使用するものとする。</p>	<p>一 開設指針の対象とする特定基地局の範囲に関する事項</p> <p>本開設指針の対象とする特定基地局の範囲は、無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）第四十九条の六の三、第四十九条の六の四、第四十九条の六の五、第四十九条の六の九又は第四十九条の六の十一に規定する技術基準に係る無線設備（同規則第四十九条の六に規定する技術基準に係る無線設備を含む。以下「第三世代移動通信システム」という。）を使用する基地局及び陸上移動中継局のうち、次項第一号に規定する周波数を使用するものとする。</p>
---	--

（傍線部は改正部分）